

真鶴聖苑残骨灰売渡事業（単価契約）仕様書

1. 概要

残骨灰に含まれる資源物（有価金属等）を再資源化するため、買受者は、真鶴聖苑から発生する残骨灰を回収し、「残骨」、「資源物」、「廃棄物」等、必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行い、真鶴町（以下「売渡者」という。）にその報告を行うとともに、引渡しを受けた火葬件数に応じた金額を売渡者に支払う。

2. 売渡物件及び予定数量

(1) 売渡物件及び期間

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までに真鶴聖苑から発生する残骨灰とする。残骨灰中には、骨片、焼却灰、飛灰のほか、台車保護剤、棺、副葬品等の火葬残渣物を含む。

(2) 予定数量 火葬件数 500 件（12 歳以上の火葬件数のみ）

※予定数量であり火葬実績に応じて変動する。

【参考】過去 3 年間の火葬件数実績

年度	総火葬件数（実績） 12 歳以上
2025 年度	1,068 件
2024 年度	958 件
2023 年度	676 件

3. 契約方法 単価契約（単位 円/件）

4. 契約期間 契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

5. 残骨灰保管場所

(1) 所在地 神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴 1916 番地 1

(2) 名 称 真鶴聖苑

6. 火葬炉の形式等

(1) 火葬炉の形式 寝棺型台車式 3 基（火葬炉メーカー：(株)宮本工業所）

(2) 集塵機 パイロスクリーン 3 台

7. 売渡物件の処理等

(1) 売渡物件の分別

買受者は、売渡物件について、「残骨」、「資源物」、「廃棄物」等、必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行うものとする。

(2) 残骨の埋葬

買受者は、「残骨」については、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」の趣旨に従い、礼節をもって適切に埋葬するものとする。埋葬地は、日本国内の墓地または納骨堂とし、買受者の責任のもとに確保するものとする。

(3) 資源物の処理

買受者は、「資源物」については、適正に再資源化するものとする。

(4) 「廃棄物」の処理

買受者は、「廃棄物」については、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成 12 年 3 月）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」等の関係法令を遵守し、適正に処理するものとする。

8. 売渡金の納入

売渡契約締結後、売渡者は、四半期ごとに次の納入金額を請求するものとし、買受者は請求書を受領した日から納期限までに、納入するものとする。（ただし、初回は契約締結日の前月分までの分を請求する。）

納入金額（1 円未満切り捨て）＝四半期ごとの 12 歳以上の火葬実績件数×契約単価×1.1（消費税率）

9. 売渡物件の引渡

(1) 引渡日時

① 原則として、3 カ月に 1 回行うものとする。ただし、必要があるときは、売渡者と協議により引渡回数を変更することができる。

② 引渡日時は、真鶴聖苑従事者と事前に打ち合わせをし、決定するものとする。

(2) 引渡方法

① 買受者は、契約期間中、残骨灰保管場所に空のドラム缶（施設設備に適合するサイズのもの）を 3 本程度設置するものとする。

② 売渡者は、発生した残骨灰を順次上記のドラム缶に保管するものとする。

③ 買受者は、真鶴聖苑従事者の立会いのもと、残骨灰を保管したドラム缶と空のドラム缶を交換することで引渡を受けるものとする。

④ 運搬車両は、引渡場所まで進入可能なものとする。

(3) 引渡確認

引渡の際、買受者は「残骨灰受領数量確認書」（任意様式）を売渡者に提出するものとする。

10. 契約締結日から 14 日以内に提出する書類

(1) 「責任者・作業従事者名・使用車両等届」（任意様式）

- (2) 売渡物件の分別・再資源化を行う施設及び工程の概要（任意様式）
- (3) 本売渡契約に係る残骨を埋葬する墓地または納骨堂の概要及び買受者が同墓地等に葬ることができることを示す書面（契約書、協定書、永代供養の証等）の写し

11. 売渡物件の処理報告

買受者は、「売渡物件の処理報告書（様式1）」に必要事項を記載し、代表者印を押印のうえ、引渡を受けた回毎に売渡者に提出するものとする。また、同報告書には、売渡物件の処理状況の分かる写真を添付するものとする。

なお、廃棄物の処理については、マニフェストの写し等を添えて、適正に処理したことを別途報告すること。

12. 調査等

売渡者は、必要に応じて契約に定める履行状況について調査することができる。

13. 引渡諸経費

売渡物件の引渡にかかる諸経費は、買受者の負担とする。

14. 責任事項

売渡物件の引渡後に損害（第三者に及ぼした損害も含む）が生じたときは、その原因が売渡者の責に帰すべき場合を除き、買受者が責任を負う。

15. 機密保持

買受者は、この契約に関連して、業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、売渡者の文書による許諾を得なければならない。

16. その他

- (1) 買受者は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、またはその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による売渡者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 契約の解除及び違約金については、真鶴町契約規則（昭和62年12月14日規則第14号）の規定によるものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、売渡者、買受者双方で協議するものとする。

(様式1)

年 月 日

売渡物件の処理報告書

真鶴町長 宛

所在地

名称

代表者名

印

第 回受領分

分別	分別後の数量	備考
1 残骨	kg	
2 金	kg	
3 銀	kg	
4 パラジウム	kg	
5 資源物（その他）	kg	
6 廃棄物	kg	
合計	kg	

※その他記入欄が不足する場合は適宜追加すること